

令和 8 年 4 月  
大阪府都市整備部

建設現場における遠隔臨場の試行要領（案）における  
設備工事の運用について

令和 8 年 4 月付「建設現場における遠隔臨場の試行要領（案）」における設備工事の運用については、下記のとおりです。

【設備工事における運用】

- ◆「段階確認」は「段階確認及び工場製品確認」に読み替える
- ◆「材料確認」は「機器及び材料確認」に読み替える
- ◆ 3. 適用範囲は以下の通り

所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『機械・電気設備工事共通仕様書』に定める「段階確認及び工場製品確認」・「機器及び材料確認」・「立会」を実施する場合などに適用する。遠隔臨場は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、それ以外に、現場不一致、事故等の報告時の活用を妨げるものではない。

(1) 段階確認及び工場製品確認

『機械・電気設備工事共通仕様書』、「第1編共通事項附則」、「第1節総則」、「1-附-5 監督職員による確認及び立会等」に定める「7 段階確認の臨場」において、「監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができ。」の事項に該当し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。なお、この方法は上記事項に記載されている「受注者は施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。」の事項に該当するものである。

また、『機械・電気設備工事共通仕様書』、「第1編共通事項附則」、「第1節総則」、「1-附-7 工場製品確認」に定める「1 工場製品確認」において、「受注者は、「工場製品確認基準」に基づき製作会社等において確認を受けなければならない。」の事項に該当する。

なお、遠隔臨場により監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による段階確認及び工場製品確認を実施する。

(2) 機器及び材料確認

『機械・電気設備工事共通仕様書』、「第2編機械設備工事第1章機器及び材料

第1節一般事項」の「1-1-1 通則」及び「1-1-3 確認」、「第3編電気設備工事第1章機器及び材料第1節一般事項」の「1-1-1 通則」及び「1-1-3 確認」による品質確認及び現物による確認を記載したものである。

なお、遠隔臨場により監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による機器及び材料確認を実施する。

### (3) 立会

『機械・電気設備工事共通仕様書』、「第1編共通事項第1節総則」、「1-1-2 用語の定義」に定める「立会」において「契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」の事項に該当し、この場合における監督職員等が臨場にて行う行為に動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

なお、遠隔臨場により監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による立会を実施する。